

## 令和6年4月発生 地震関連 水道料金の減免等について

### 地震が原因

### 漏水・濁水

今回の地震により、多くの宅内漏水や濁水が発生しています。地震を原因とする水漏れを修繕した場合、申請により、水道料金を減免します。また、濁り水を解消するための放水量については、水道料金を請求しません。くわしくは、宇和島市水道局のホームページをご覧ください。お客さまセンターにお問い合わせください。

#### 水漏れ 「漏水量の2分の1を減免（申請書が必要）」

- |        |   |                                   |  |
|--------|---|-----------------------------------|--|
| ▶ 対象   | 地震を原因とする漏水  | ▶ 申請方法                            |  |
| ▶ 期間   | 令和6年4月使用分を含む検針期間<br>5月検針 宇和島地区<br>6月検針 吉田・三間・津島・宇和海地区 | ① 漏水か所を各自で修繕<br>(宇和島市指定給水工事業者に依頼) |  |
| ▶ 減免水量 | 漏水量の2分の1  | ② 減免申請書を提出<br>(修繕後、3か月以内)         |  |

#### 濁り水 「請求しません（放水した時間をお知らせください）」

地震の影響で、各ご家庭の水道水が濁る場合があります。しばらく蛇口から水を流し、濁りが取れてからご使用ください。濁りを解消するために流した水については、料金を請求しません。状況や放水時間をお知らせください。

- ▶ 対応方法
- ① 濁り水を流す  
(蛇口を開けて排水)
  - ② 状況や放水時間を連絡  
(電話等で連絡をお願いします)

くわしくはホームページをご覧ください

水道局

都市整備課  
(下水道)



お問い合わせ

● 宇和島市水道局 お客さまセンター  
Tel: 0895-22-5265 (平日のみ 8:30~17:15)